

令和4年長審第12号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月9日07時30分

長崎県茂木港南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	2.6トン	
登 録 長	9.16メートル	4.96メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力		14キロワット
漁船法馬力数	70	

### 3 事実の経過

Aは、昭和58年9月に進水し、船体中央部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その下方に左舷側からGPSプロッター及び魚群探知機、左舷後方に機関遠隔操縦装置及び操縦席をそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和3年10月9日07時15分茂木港の係留地を発し、同港南西方沖合約3海里の漁場に向かった。

a受審人は、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、07時19分半少し過ぎトウノ瀬照射灯から034.5度（真方位、以下同じ。）1.9海里の地点で、船首方を一べつし、針路を前示漁場に向く207度に定め、機関を回転数毎分2,000にかけ、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行し、GPSプロッター画面に視線を落とし、登録地点を比較しながら詳細な漁場の選定を始めた。

a受審人は、07時27分トウノ瀬照射灯から102度460メートルの地点に達したとき、正船首1,380メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定めたとき、船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はい

ないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かず、GPSプロッター画面を見ながら続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、07時30分トウノ瀬照射灯から187.5度1,330メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの右舷船尾部に後方から4度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、昭和63年8月に進水し、右舷船尾部に操縦席を設け、船尾中央に船外機、左舷船尾部に魚群探知機一体型のGPSプロッターをそれぞれ備え、有効な音響信号を行うことができる手段として笛を装備した和船型無蓋のFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、同日06時20分茂木港の係留地を発し、同港南西方沖合約2海里の釣り場に向かった。

b受審人は、06時40分前示釣り場に至り、直ちに前示衝突地点付近で、縦2.7メートル横1.8メートルの合成繊維製布を傘部としたシーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を船尾から海中に投入し、船首を南南西方に向け、機関を停止して漂泊を開始し、操縦席に腰掛けた姿勢で右舷方を向き、釣り竿1本を出して釣りを始め、07時25分少し過ぎ左舷船尾方1.2海里のところ、Aを初めて視認した。

b受審人は、07時27分衝突地点で、船首が203度を向いていたとき、Aが左舷船尾4度1,380メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、これまで航行中の他船が漂泊中の自船を避けていたので、

やがて航行中のAも漂泊している自船を避けてくれるものと思い、Aの接近状況を把握するなど、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かずに漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、07時30分少し前同船が左舷船尾至近に迫ったのを認め、衝突の危険を感じたものの、どうすることもできず、Bは、船首が203度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に修理を要さない擦過傷を生じ、Bは、右舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じて後に廃船処理され、b受審人が腰部打撲傷等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、茂木港南西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものであるが、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶に適用する航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、茂木港南西方沖合において、漁場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、茂木港南西方沖合において、漁場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定めたとき、船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、b受審人が負傷する事態を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、茂木港南西方沖合において、釣りをを行うため漂泊中、左舷船尾方に航行するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船の接近状況を把握するなど、Aに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで航行中の他船が漂泊中の自船を避けていたので、やがて航行中のAも漂泊している自船を避けてくれるものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、前示の事態を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月27日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁